第55回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和4年3月17日(木)18時30分から

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

議題

1. 3月22日以降の県の取組について

2. その他



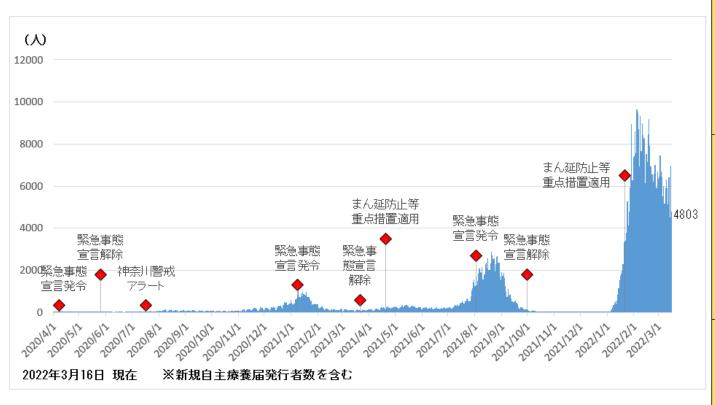


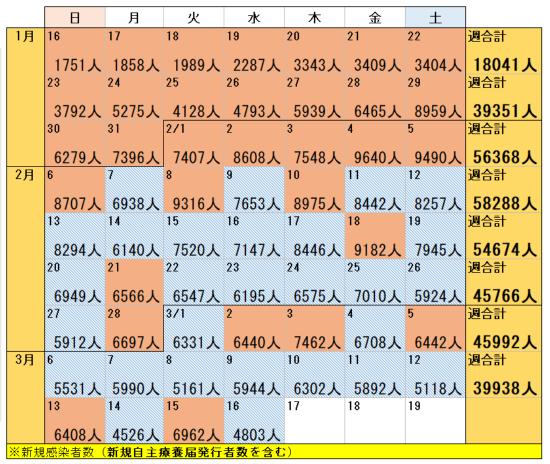
新型コロナウイルスに係る現在の状況について く3月16日までのデータを反映>

令和4年3月17日 健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者(新規自主療養届発行者数を含む)の推移(実数・日別)

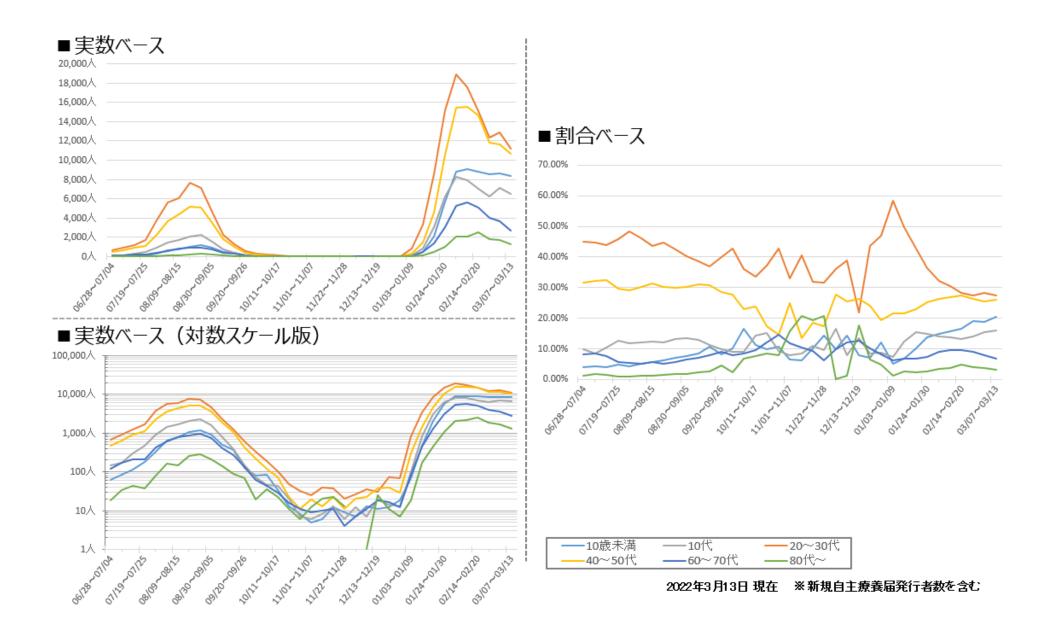






年代別感染者の推移(週別)

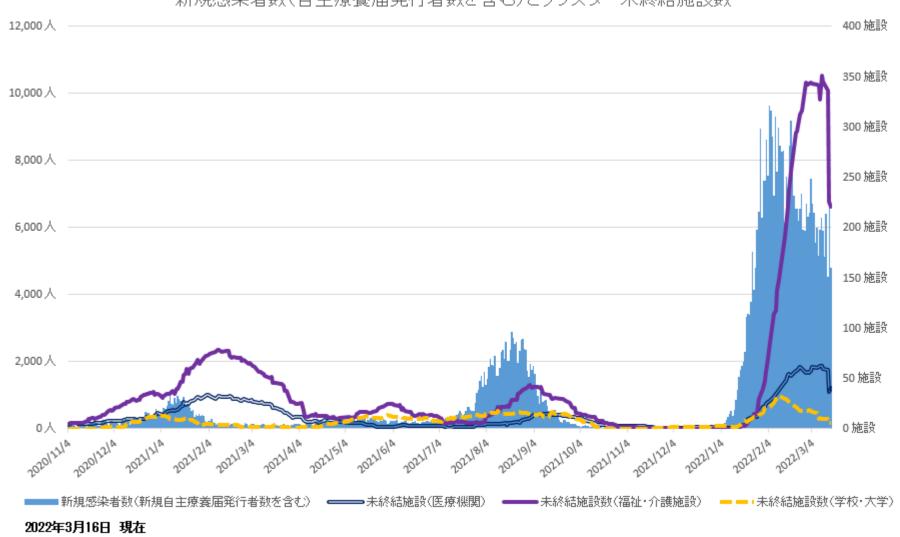




新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



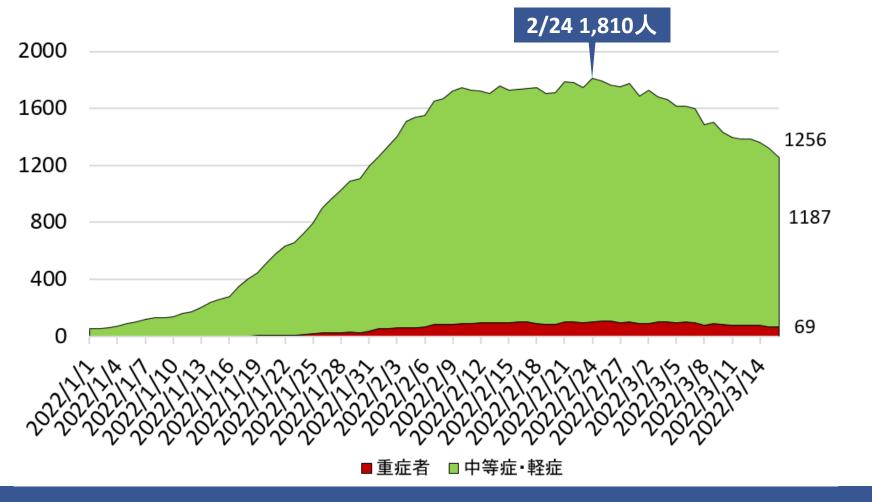




入院者数の推移

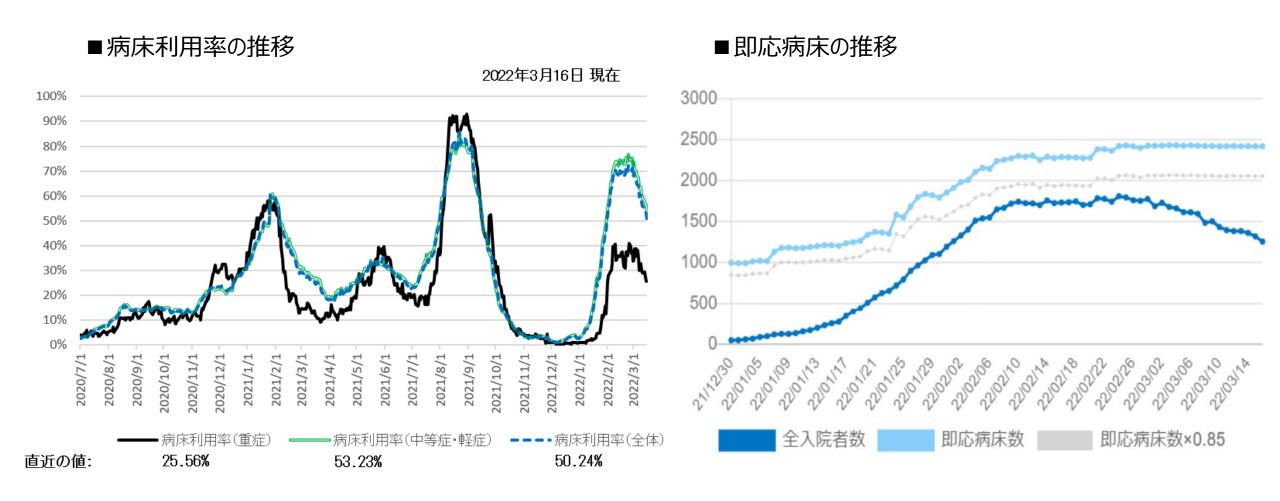


- 令和4年2月24日に入院者数が過去最多の1,810人を記録したが、それ以降は減少傾向
- 令和4年3月16日 コロナ重症者69人 中等症・軽症患者1,197人 合計1,256人



病床利用率



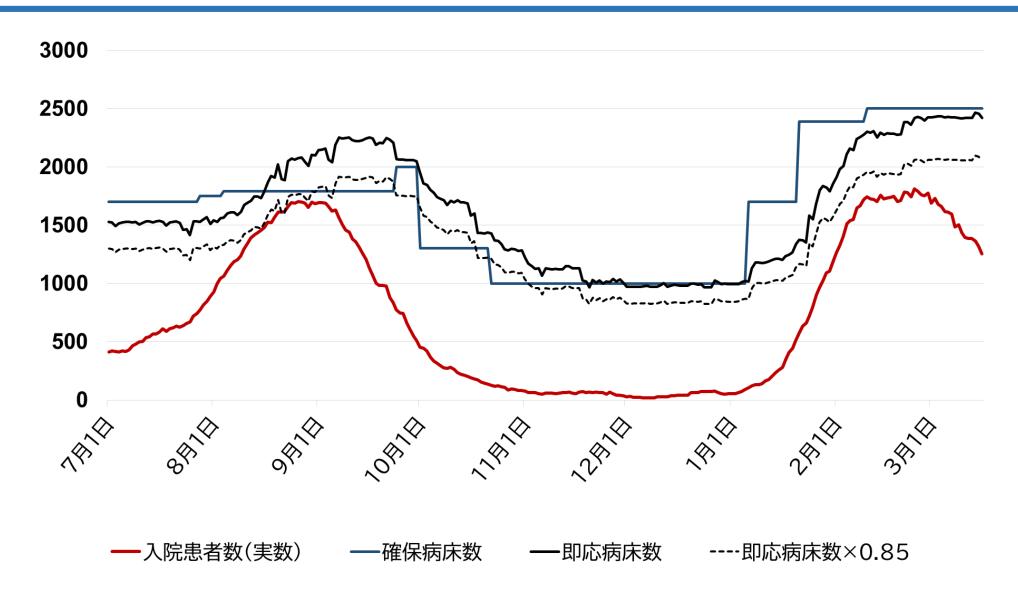


入院者数+空床数+準備病床数=最大確保病床数(全体:2,500床、

重症:210床+60床、中等症・軽症:1,890床+340床)

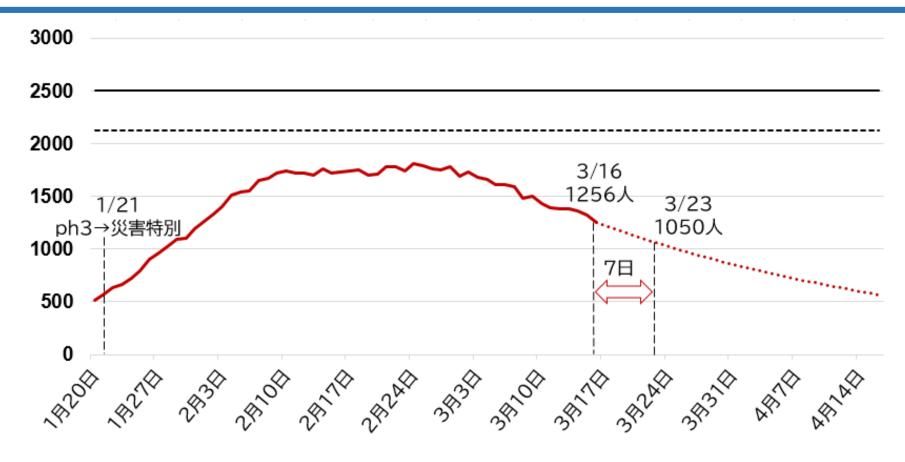
病床と入院者数の推移





入院者数のシミュレーション





─ 入院患者数(実数) … 入院患者数(推計) ─ 災害特別フェーズ確保病床数 ----確保病床数(85%)

病床確保フェーズ(災害特別⇒フェーズ4)への引き下げ

確保病床が2,500から2,100ヘ⇒病床利用率の分母も変化するため、一時的に病床利用率が上昇

病床確保フェーズの引き下げ、一般医療の延期の解除



1 中等症・軽症病床「災害特別フェーズ」に拡大

○ 中等症・軽症病床の即応病床を「**災害特別フェーズ**」の確保病床まで、準備の整った 病院から順次の拡大を要請。

2 重症病床「災害特別フェーズ」に拡大

○ 重症病床の即応病床を「災害特別フェーズ」の確保病床まで、順次の拡大を要請するとともに、重症病床に入院させるべきCOVID-19患者がいない場合は、一般救急患者の積極的な受け入れを要請。

重症病床、中等症・軽症病床ともにフェーズ「4」に引き下げ

- 3 延期可能な一般医療の延期による体制強化
- 病床拡大及び救急医療体制の堅持のため、2ヶ月間程度、医師が延期できると判断 した入院・手術の一時停止による人員配置等を通じた体制強化を要請。

第26回基本的対処方針分科会資料より抜粋

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日(令和4年3月17日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。(略)

- 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実
- (1)~(5) (略)
- (6) オミクロン株の発生と感染拡大
 - (略) 令和4年3月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月21日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行った。
- 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
 - (1) 医療提供体制の強化
 - (略)オミクロン株の特徴に対応する対策の強化・迅速化を図る。 具体的には、オミクロン株の特性やワクチン接種の進展を踏まえつ つ、令和4年1月以降、自宅療養者等の支援の点検・強化を図るととも に、診療報酬の加算措置を延長した上での診療・検査医療機関の拡充・ 公表等の診療・検査の体制整備、転院や救急搬送受入れの対応強化、高 齢者施設等に看護職員を派遣した場合の補助の拡充等の自宅療養や高齢 者施設における療養の環境整備についての徹底・強化を図っている。引 き続き必要な財政支援を図りながら、更なる対策の強化・徹底を図る。
 - (2)~(5) (略)

三新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1)~(2) (略)
- (3) サーベイランス・情報収集
 - ①~④ (略)
 - (野) オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す。一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

このように、保健所等による濃厚接触者の特定を含めた<u>積極的疫</u>学調査を集中化する状況においては、特に、国民ひとりひとりが基本的な感染対策を徹底することが重要である。特に、症状がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要である。

- ⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。
- ⑦~③ (略)
- (4) 検査
 - ①~⑧ (略)
 - ⑨ 政府は、都道府県と連携しながら、令和4年3月11日のコロナ分科 会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴

や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨する。

- ① (略)
- (5) まん延防止
 - 1)~2)(略)
 - 3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等 (飲食店等に対する制限等)
 - ① 都道府県は、<u>感染拡大の傾向がみられる場合</u>には、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うものとする。この場合において認証店以外の店舗については 20 時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - ② 都道府県は、<u>感染拡大の傾向がみられる場合には、</u>法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、<u>同一グループの</u>同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする。(略)

(イベント等の開催制限)

- ① (略) <u>イベント等の前後の</u>活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。
 - ・ <u>感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、</u> 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを 基本とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれ か大きい方、かつ収容率の上限50% (大声あり)・100% (大声なし)とする。 (略)

(外出・移動)

- ① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、<mark>都道府県知事の判断により、</mark>緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。(略)
- (6)~(10)、(別添)事業の継続が求められる事業者 (略)



3月22日以降の県の取組について

令和4年3月17日

県民の皆さんに対して

現在

一人ひとりが徹底用心

- 〇時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛 (法第31条の6第2項)
- ○感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛 (法第24条第9項)
- 〇生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛 (法第24条第9項)
- ○昼夜を問わずマスク飲食の実践、M·A·S·Kによる 基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、 「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避 (法第24条第9項)
- 〇 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済 者を含めて検査を受けることを推奨(法第24条第9項)
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の 人数制限(法第24条第9項)

3月22日~

一人ひとりが徹底用心

- ○会食の際は、短時間、少人数、マスク 飲食の実践(法によらない働きかけ)
- ○マスク飲食実施店の利用を推奨 (法によらない働きかけ)
- OM·A·S·Kなど基本的な感染防止対策 の徹底(法によらない働きかけ)
- ○高齢者や基礎疾患のある方に対して、 家庭内でもマスク着用などの「うつさない」 対策の実施(法によらない働きかけ)

飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在	3月22日~						
飲食店等	○営業時間の短縮(法第31条の6第1項) 【マスク飲食実施店認証店】 ①5時から21時までの時短要請・酒類提供可(11時~20時30分) ②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 【非認証店】 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 ○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内 ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)	○短時間、少人数、マスク飲食などの感染 防止対策の推奨(法によらない働きかけ) ○マスク飲食実施店認証制度の取組 の継続(法によらない働きかけ) ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)						
大規模集客施設等	○入場整理・人数制限等の感染防止対策の要請(法第31条の6第1項、令第5条の5) ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)	〇業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)						
_	Kanagawa Prefectural Government							

イベントに対して

現在

〇次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

		5,000人以下 の施設	5,000人超の施設	
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の 半分まで可		
大声	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで可	
なし	安全計画策定		2万人を上限として 収容定員まで可	

〇入場者の感染防止のための基本的な感染 防止対策(法第24条第9項)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

3月22日~

〇次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以 下の施設	5,000人超~ 10,000人以下 の施設	10,000人超 の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで 可	収容定員の 半分まで可
, &C	安全計画策定 ※2		収容定員まで可	

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ○感染防止対策の徹底

(法によらない働きかけ)

○直行直帰の呼びかけ

(法によらない働きかけ)

〇業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

3

その他(1)

【事業者全般に対して】

- 〇 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)

【公立学校等における取組】

〇 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応 を図る。

【県機関における対応】

- ○「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
 - ・県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、 着手時期を見直す

Kanagawa Prefectural Government

その他②

【社会経済活動を促進する県の取組】

- Go To Eat 食事券事業は、3月22日から、店内飲食での利用自粛を解除 (利用に当たっては、短時間、少人数、マスク飲食の実践) ※ 3月22日までの利用期限は、当面5月21日まで(60日間)延長
- 〇 マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続

Kanagawa Prefectural Government

5

【概要】

- ➤ Go To Eat 食事券事業は、国(農林水産省)の事業で、県内では、東武トップツアーズ株式会社 が受託事業者として事業を実施
- ▶ 受託事業者は、県の意見を聞きつつ、事業を進めることとされている

【経緯】

令和 2 年11月 6 日 食事券販売開始

令和 2 年11月25日 食事券販売一時中断

令和3年1月8日 店内飲食での利用を控えるよう呼び掛け(テイクアウト、デリバリーの利用は可)

令和3年10月25日 販売済み食事券の店内飲食での利用自粛を解除

令和3年12月1日 食事券販売再開(12月24日販売終了)

令和4年1月21日 店内飲食での利用を控えるよう呼び掛け(テイクアウト、デリバリーの利用は可)

【利用状況(3月15日現在)】

(※ 金額は額面(25%プレミアム込み))

		· · ·
販売額(A)	利用額(B)	未利用(A-B)
248 億円	205 億円 (販売額の約8割)	43 億円

【販売済み食事券の利用自粛の解除】

○ まん延防止等重点措置(飲食店等への時短要請)終了後の

3月22日(火)から、店内飲食での利用自粛を解除

(利用に当たっては、短時間、少人数、マスク飲食の実践)

※ 3月22日までの利用期限は、当面5月21日まで(まん延防止等重点措置が適用された60日間)延長

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定 令和4年3月17日変更

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供·相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する 様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合 的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況については、ホームページやSNSを通じて、迅速に 情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1)新しい生活様式の定着促進

○ 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、 周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、 「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」 認証制度の取組を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限

- 別紙「2 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染 防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コ ードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期 等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア 感染状況の評価

○ 県は、より医療ひつ迫の状況に重点を置いた5つのレベル分類に基づき、県内の感染状況や医療ひつ迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる。(別紙「1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ」のとおり)

イ 感染防止等の措置

○ 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等 に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

○ まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延 防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措 置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

○ 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態 措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 学校等における取組

ア 公立学校等における取組

○ 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要 な対応を図る。

イ 私立学校、大学等における取組

○ 私立学校、大学等においても適切な対応を求める。

(6) 県機関における取組

○ 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 医療提供体制の確保

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受け られるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査 センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入による P C R 検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
 - ・抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切 な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保 に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、本県で病床の拡大等を要請する段階について、別紙「1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況(減少状況) や一般医療への負荷等を総合的に判断し、神奈川モデル認定医療機関に 病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を 確保する。

○ 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。

○ 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、 きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。

- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム(C-CAT)を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談 や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に 努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費 を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、 くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総 合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわか りやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

○ 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

○ 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

○ 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、 通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出 する通知等を参考に適切に対応する。

1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ

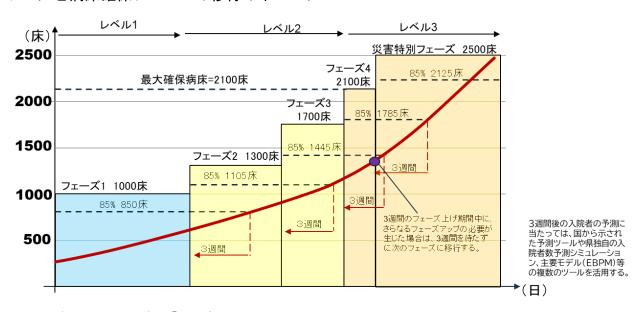
レ	ベル(L)	状況	病床確保フェーズ(Ph)※1	レベルアップ基準 ※2	レベルダウン基準 ※2	具体的対策 ※3
L4	避けたい レベル	一般医療を大きく制限して も、新型コロナへの医療 に対応できない		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困 難になったとき	_	
L3	対策を強 化するべ きレベル	一般医療を相当程度制限 しなければ新型コロナへ の医療対応ができず、医 療が必要な人への適切な 対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100 床 + 400 床 うち重症 210 床 + 60 床	【L2→L3】 Ph4 に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院者数がビークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期(通知による)[特別 Ph] ○入院基準を SpO2 基準に変更 [特別 Ph] ○緊急酸素投与センター稼働(特別 Ph] ○早期処方指針 ステロイド処方段階 [特別 Ph]
			Ph 4 最大確保病床 2,100 床 うち重症 210 床			【医療提供体制】 ○一般医療の延期(医療機関裁量)[Ph4] 【社会への要請】 ○緊急事態宣言 [Ph4]
L2	警戒を強 化すべき レベル	一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができている	Ph 2/3 確保病床 1,300~1,700 床 うち重症 130~160 床	【L1→L2】 Ph2 に引き上げ	【L3→L2】 Ph3 に引き下げ	【社会への要調 ○まん延防止等重点措置[Pkg]
L1	維 持 す べきしべ ル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床 1,000 床 うち重症 100 床	【L0→L1】 Ph1に引き上げ	【L2→L1】 Ph1 に引き下げ	
LO	感 染 者 ゼロレベ ル	新規陽性者ゼロを維持で きている	Ph 0 確保病床 120 床 うち重症 20 床	_	【L1→L0】 Ph0 に引き下げ	

※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方: 入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の 85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

- ※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記表記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。
- ※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院者数の状況等を総合的に 考慮し、柔軟に対応することとする。

レベルと病床確保フェーズの移行のイメージ



※ 本県のレベル分類は「2」とする。

2 イベントの開催制限について

		現状(令和4年3月21日まで)		令和4年3月22日以降	
		感染防止安全計画 (注1)	その他	感染防止安全計画 (注1) その他	
緊急事態 措置区域	人数 上限	10,000人 (対象者全員検査を実 施により、収容定員 まで追加可)	5,000人	(現状と同じ)	
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		
重点措置 地域	人数 上限	20,000人 (対象者全員検査を実 施により、収容定員 まで追加可)	5,000人	収容定員まで	(現状と同じ)
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%	(現状と同じ)	
その他	人数 上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大き い方	(現状と同じ)	
区域	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		

[※]収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

⁽注1)5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000 人超)

⁽注2)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

県教育委員会における今後の教育活動等について

(令和4年3月17日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和4年3月22日以降も、当面の間は、感染・伝播性の高いオミクロン株の影響等も 踏まえ、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な 感染防止対策を徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

- ア 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等 を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通 常の授業時間及び時間数で実施する。
- イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の 児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

- ア 基本的な対応について
 - 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。 学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が 追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則と して行わない。
 - ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
 - 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の 学びの保障に万全を期す。
 - 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
 - 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応 するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○ 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校 長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

- ①修学旅行等について
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
- ②入学式について
- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる)

オ 年度末・年度始休業期間中の対応について

- 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
- 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本 的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマ スクを着用し、会話を慎むよう促す。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、 それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼す る。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。
 - ・博物館、美術館は、通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限 を行うことがある。
 - ・図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- ※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- ※ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知 する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日策定 令和4年3月17日変更

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けて、「全庁コロナ・シフト」を継続する。

2 「全庁コロナ・シフト」の維持に向けた事業の見直し等

「全庁コロナ・シフト」の考え方に基づき職員を確保する観点から、全ての事業及び内 部管理事務について、業務プロセスや手法の徹底的な効率化に努める。

また、感染拡大期など職員確保を優先すべき時には、県民生活に直結する事業や法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は延期を前提とした見直しを行う。

なお、県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中 止や実施方法、着手時期を見直す。

3 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染防止対策を徹底するとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染防止対策を徹底する。
- ・ テレワークやリモート会議等を率先して実施し、職場への出勤者を減らすことにより、職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避する。
- ・ 業務のデジタル化を積極的に推進することにより、オフィスへの通勤や対面での 業務を前提としない働き方を定着させていく。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知 により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設 (*入所施設を除く)

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、 オンライン申請の導入を積極的に進めるともに、郵送等による提出を周知・要請する。 また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間 とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

知事メッセージ

本日、国は、本県に適用してきた「まん延防止等重点措置」を、3月 21日をもって、解除することを決定しました。

県民、事業者の皆さんには、1月21日からの、2カ月にわたる重点措置の期間中、県からの要請にご協力をいただき、深く感謝いたします。

重点措置の解除に合わせて、飲食店にお願いしてきた時短要請などの 措置は終わります。また、県では、コロナ対応病床を、「災害特別フェー ズ」から「フェーズ4」へ引き下げ、医療機関における通常医療の抑制 を解除します。

しかし、本県の新規感染者は、減少傾向にあるとはいえ、依然として 1日数千人規模で発生しています。また、BA.2 と呼ばれるオミクロン変 異株にも警戒しなければなりません。

間もなく、入学、就職、転勤など、人との接触機会が増える季節を迎えますが、ウイルスは消えたわけではありません。皆さん一人ひとりが、基本的な感染防止対策を継続し、「徹底用心」を心がけてください。

特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクが高い方と接する場合は、家庭内でもマスクをするなど、対策をお願いします。 飲食の場では感染のリスクが高まります。短時間、少人数で、マスク飲食を実践してください。

また、お花見で飲食する際も、同様の対応を心がけ、静かに楽しんでください。

再び、感染拡大や医療のひっ迫を招かないためには、「徹底用心」と重症化リスクを軽減する「3回目のワクチン接種」が重要です。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

令和4年3月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治